

平成 19 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 19 年 6 月 11 日 (月曜日) 午前 10 時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 追 悼
 - 第 3 人事の紹介
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 追 悼
 - 日程第 3 人事の紹介
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員 (24 名)

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作
5 番 林 七 巳

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代
6 番 向 後 悦 世

7番 景山岩三郎
 9番 嶋田哲純
 11番 木内欽市
 13番 日下昭治
 15番 林俊介
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 21番 高橋利彦
 24番 神子功

8番 滑川公英
 10番 柴田徹也
 12番 佐久間茂樹
 14番 平野浩
 16番 明智忠直
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 伊藤敬典
 秘書広報課長 加瀬寿一
 財政課長 平野哲也
 市民課長 木内國利
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 在田豊
 商工観光課長 神原房雄
 建設課長 米本壽一
 下水道課長 山田憲明
 消防長 佐藤眞一
 庶務課長 浪川敏夫
 生涯学習課長 花香寛源
 農業委員会事務局長 小田雄治

副市長 鈴木正美
 病院事業者 吉田象二
 総務課長 高埜英俊
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 野口徳和
 環境課長 平野修司
 健康管理課長 小長谷博
 高齢者福祉課長 横山秀喜
 農水産課長 堀江隆夫
 都市整備課長 島田和幸
 会計管理者 木内孫兵衛
 水道課長 堀川茂博
 学校教育課長 及川博
 監査委員 林久男
 飯岡荘支配人 野口國男

病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

日程第 1 開 会

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

最初にご連絡をいたします。本会議はクールビズとなりましたので、執行部の皆さんもクールビズで出席していただいて結構でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますのでご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 追悼

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、追悼。

去る4月30日にご逝去されました故鈴木正道議員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（全員黙祷）

○議長（嶋田茂樹） 黙祷を終わります。ありがとうございました。

ご着席願います。

日程第 3 人事の紹介

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、人事の紹介。

人事の紹介をいたします。

去る４月１日の人事異動において、総務課長に、高埜英俊課長。

財政課長に、平野哲也課長。

税務課長に、野口徳和課長。

秘書広報課長に、加瀬寿一課長。

社会福祉課長に、在田豊課長。

健康管理課長に、小長谷博課長。

市民課長に、木内國利課長。

監査委員事務局長に、林久男局長。

病院事務部長に、伊藤敬典部長。

会計管理者に、木内孫兵衛管理者。

下水道課長に、山田憲明課長。

庶務課長に、浪川敏夫課長。

学校教育課長に、及川博課長。

環境課長に、平野修司課長。

なお、このほか異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承を願います。

日程第４ 議長報告事項

- 議長（嶋田茂樹） 日程第４、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

日程第５ 会議録署名議員の指名

- 議長（嶋田茂樹） 日程第５、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。15番、林俊介議員、16番、明智忠直議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

- 議長（嶋田茂樹） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第5号までの報告5件であります。

配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第7 議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 日程第7、議案上程。

議案第 1 号から議案第13号までの13議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 財産の取得について

議案第 7 号 財産の取得について

議案第 8 号 工事請負契約の締結について

議案第 9 号 工事請負契約の締結について

議案第 10 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 11 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 12 号 専決処分の承認について

議案第 13 号 専決処分の承認について

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第 4 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（嶋田茂樹） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） おはようございます。提案理由並びに政務報告を申し上げます。

その前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

これまで、通算 6 期、20年にわたって市議会議員としてご活躍をなされておられました鈴木正道前議長が、4月30日にお亡くなりになりました。今、皆さん方と一緒にそのご冥福をお祈りし、そして、改めてこうして議場の席に花が設けられておるのを拝見をさせていただいて感無量の思いがいたしております。

本当に、市民のために全力で活躍をしてこられたすばらしい前議長でございました。その功績が認められまして、正六位旭日双光章の荣誉に叙され、去る 6 月 1 日、市長室でその伝達をさせていただきました。本来であれば、自分の手でその受章を受け取っていただきたかったかと、その思いが強いわけでございますけれども、もう、今となってはそれもかなわないわけでございます。改めて、前議長のご冥福、そして、霊安らかなることを心からお祈りを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、提案理由並びに政務報告を申し上げます。

本日、ここに平成19年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、別表に定める選挙長以下、開票立会人までの 8 項目に係る報酬額を改めるものであります。

議案第 2 号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、更正医療に係る所得制限を導入するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、結核予防法が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、看護師確保対策の一環として、旭中央病院附属看護専門学校の定数を、現行の120人から180人に増員するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまし

て、本年度より取り組んでおります施設及び経営改善事業の一環として、利用者のニーズに弾力的に対応するため、使用料に定めております食料等を条例から削除するものであります。

議案第6号及び議案第7号は、財産の取得についてであります。

議案第6号は、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、議案第7号は、救助工作車1台を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第8号及び議案第9号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第8号は、旭市立中央小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について、議案第9号は、旭市立滝郷小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について、それぞれ指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、旭市固定資産評価員の選任についてでありまして、現評価員の退任に伴い、後任の評価員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、野口徳和氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命についてでありまして、現委員のうち1名が来る8月19日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、服部紘一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

議案第12号及び議案第13号は、専決処分の承認についてであります。

議案第12号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、専決処分したものであります。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第4号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第5号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成18年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果についての概要を申し上げます。

平成18年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成18年度の一般会計は、概算で歳入総額258億1,700万円、歳出総額239億2,400万円となり、繰越財源を差し引いた実質収支額は18億400万円の黒字が見込まれるものであります。また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、防災について申し上げます。

防災計画については、本市における防災に関し、市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法に基づき、その処理すべき事務並びに業務の大綱を策定するものであり、現在、県と事前協議を行っているところであります。

今後は、県との協議が整い次第、防災会議を経て、9月末を目途に策定したいと考えております。

次に、防犯について申し上げます。

千葉県では、本年2月に「安全で安心なまちづくりに関する基本方針」を策定したところであり、本市においても、この基本方針に基づき、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、条例の制定に向けて準備を進めているところであります。

市民、自治会及び事業者等の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止に配慮した環境を整備することにより、犯罪や事故等を未然に防ぐことができると考えております。

また、各地域においては、エンジョイパトロール隊や地域ボランティア組織などによる防犯活動が展開されておりますので、地域の皆様のご協力によるこのような活動が、犯罪等に対する一層の抑止力に繋がるものと期待しているところであります。

次に、消防行政について申し上げます。

平成18年度の消防活動の状況は、火災発生56件、救急出場2,631件、救助出場26件となっており、近年の特徴としては交通事故による出場件数は減少傾向にあるものの、急病による救急出場は増加の一途をたどっており、救急活動は消防活動において大きなウェイトを占める状況となっております。

消防本部では、4消防署すべてに高規格救急車を配備し、14名の救急救命士を配置するなど、救急体制に万全を期しておりますが、今後も、市民の安全で安心な暮らしを守るため、救急救助体制の構築に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

東総地域ごみ処理広域化計画については、東総地区広域市町村圏事務組合を中心に、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議を行いながら、ごみ処理の広域化計画が進められているところであります。

住民説明については、去る2月13日、22日、24日の3日間にわたって第1回目の説明会を、5月18日には、東総文化会館を会場に第2回目の説明会が開催され、説明会では、参加した地区住民から数多くのご質問やご意見をいただいたところであります。

一方、去る5月15日には、共和嚶鳴地区の区長会代表をはじめ、つくも町内会長、周辺住民の会代表から、また6月1日には、豊畑地区の区長代表より、遊正地区への建設に反対する陳情書が提出されましたが、この施設は安全、安心できる施設であるとともに、東総地域の将来において、是非とも必要となる広域ごみ処理施設であると考えているところであります。

今後も、地元の皆様方と話し合いを行いながら、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議してまいりたいと考えております。

次に、清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちづくりを目指して、各種の事業を実施しているところであります。

恒例となりました春のゴミゼロ運動については、去る5月27日に市内全域において実施し、1万人余の市民の皆様のご協力をいただく中、空き缶5.3トン、空きびん、ペットボトル等の散乱ごみ17.2トンを回収し、環境美化を図ることができました。

ゴミゼロ運動は、既に地域社会に定着しましたが、今後も活動を継続しながら、環境に対する市民意識の高揚に努めてまいります。

一方、去る5月28日に大分県別府市で開催された全国海岸大会において、本市から矢指小学校と飯岡小学校の2校が海岸功労者として表彰を受けました。矢指小学校については、昭和46年から36年間、飯岡小学校は昭和33年から48年間、それぞれ継続して海岸のごみ収集や分別などの清掃活動を行ってきており、長年にわたる環境美化活動への貢献が認められたものであります。今後も、このような活動が末長く続くことを期待するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は高齢化の進展により年々増加しており、5月末現在で1,977人、前年と比較して90人増加し、第1号被保険者に対する認定率は11.9パーセントとなっております。国・県に比較すると本市は低い数値にありますが、今後も、認定者は増加

することが見込まれることから、一層の介護予防事業を推進するため、本年４月から、市直営による地域包括支援センターの業務を開始したところであります。

支援センターでは、介護認定審査において要支援１・要支援２と認定された方々や、特定高齢者への介護予防ケアマネジメントをはじめ、総合相談や権利擁護等について、地域全体で支援するネットワークづくりを行っているところであります。

次に、児童・保育行政について申し上げます。

干潟保育所の指定管理者制度の導入については、保護者の皆様のご理解をいただいたことから、去る６月１日から指定管理者の公募を開始いたしました。保護者の皆様からは、運営そのものが民間に移行することを心配するご意見等がありましたが、導入時期を一年延長する中で、話し合いの機会を通じてご理解をいただいたものと考えております。

公募にあたっては、保護者の皆様から寄せられたご意見を取り入れて募集要項及び仕様書を作成しており、８月中には選定委員会において候補者を決定し、第３回定例会に関連する議案を上程したいと考えております。

次に、ＳＬまつりについて申し上げます。

昭和46年に中央児童遊園内に設置した「Ｃ58蒸気機関車展示庫」の改修に伴い、これを記念して去る６月２日にＳＬまつりを開催いたしました。当日は、旭ＳＬ保存会や商工会主催のわくわく市場をはじめ、旭幼稚園、ＪＲ千葉支社吹奏楽部、あさひ八万高によるお囃子などで大いに盛り上がりを見せたところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

教諭補助員配置事業については、小学校に14名、中学校に４名の教諭補助員を市単独で配置し、少人数学級などの児童生徒に対するきめ細かな指導を行っております。

放課後児童健全育成事業については、新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小及び古城小の４か所に開設し、市全体で372名の児童が学童保育を利用している状況であります。

今後も、入所児童の安全対策に万全を期すとともに、指導体制の充実に努め、子育て支援の拡充を図ってまいります。

沖縄交流事業については、来る７月25日から３日間、20名の小学生が沖縄県中城村を訪問する予定であります。子ども達がより広い視野を持ち、現地の子ども達とさらに友好が深まることを期待するものであります。

また、来る６月23日、24日には、日本生活科・総合的学習教育学会の主催により、第16回全国大会「ちば・旭大会」が開催されます。初日は、市内の小中学校等で提案授業や研究発

表が行われるとともに、翌日は、東総文化会館でのシンポジウムにおいて、旭市から「学びをはぐくむコミュニティ形成」と題して提案することとしております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校屋内運動場改築工事については、基礎工事が終了して躯体工事に着手したところであり、平成20年2月の完成に向けて工事は順調に進捗しております。

また、同校の校舎改築工事については、実施設計が終了したことから、現在、契約等の準備を進めているところであります。

次に、6月中旬のプール開設を目前に控える中、各小中学校のプールについて、排水口等の危険箇所の一斉点検を実施いたしました。

結果は、小学校13校、中学校3校で危険箇所を確認したことから、直ちに改修工事を実施したところであります。

また、他の小中学校における耐震等改修工事についても、工事は順調に進捗しており、今後も安全で安心な学校施設の整備に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境づくり」の実現に向け、新年度の各種講座が5月から本格的に始まりました。

また、文化振興については、去る5月31日にNHK「BSふるさと皆様劇場」の公開録画が東総文化会館で収録されました。

この収録には、市内外から多くの観覧希望があり、申し込み総数は6,180件に達し、当日は番組出演者の熱演と地元の出演者の楽しい話題など、出演者と観客が一体となり、会場は大いに盛り上がったところであります。

体育振興については、「第52回千葉県東部五市体育大会」が去る5月17日、20日の2日間にわたって匝瑳市で開催され、当市からは26競技に379名の選手が代表として出場いたしました。

大会では、バドミントン女子、ソフトボール女子、グラウンドゴルフの部で優勝するなど、それぞれの競技で活躍されました。

ゆめ半島千葉国体「第65回国民体育大会」については、去る5月15日に第1回常任委員会を開催し、各種の専門委員会を設置いたしました。7月中には、国体の開催が正式に決定される見込みであることから、今後は、準備委員会を実行委員会へと移行するなど、平成22年の開催に向けて準備を進めてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、減少を続ける米の消費に対応して、需要に応じた新たな水田作物を模索しているところであります。

本年度は、従来の麦・大豆や飼料用稲等の栽培に加え、基盤整備事業の完了した万力地区において、3ヘクタールの水田を乾田化し、試験的にトウモロコシ・かぼちゃ・ブロッコリー等を栽培しているものであり、今後は、これらの作物の採算性などを検討しながら、新たな転作作物として推進してまいりたいと考えております。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

経営体育成基盤整備事業万力 期地区については、去る3月30日に事業採択され、県営ほ場整備事業として着手される運びとなりました。本年度は換地計画を作成する予定と聞いております。

次に、畜産について申し上げます。

バイオマスタウン構想の一環として、干潟地区に建設中の食品加工残渣等処理する「液状飼料化施設」が完成し、去る5月13日から稼動いたしました。昨今、トウモロコシのエタノール燃料化等により、畜産飼料が高騰している中での施設完成であり、今後は期待されるところであります。

また、家畜排せつ物を利用した、たい肥化への取組みとして、平成17年度から5か年計画で実施されている資源リサイクル事業については、参加6ブロックのうち3ブロックの施設が完成し、畜産環境の適正化に向けて可動を始めたところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米作り交流事業については、事業の継続性と住民協働の観点から、市民有志による「都市農漁村交流協議会」を立ち上げました。去る5月6日、13日、19日には、新たに市川市の子ども会や品川区のNPO法人が加わり、昨年度の消費者団体と合わせ、総勢460人による「田植え体験」を実施いたしました。

今後は、7月に田んぼの生きもの調査や草取りなどを実施し、9月には稲刈りや収穫祭を開催して、幕末の農村指導者「大原幽学」の偉業を後世に伝えながら交流の輪を広げてまいります。

また、去る5月19日には市民相互の交流の場として、サツマイモの苗植えによる農業体験を実施したところであります。

さらに、農業委員会では、秋の産業まつりの1コマとして芋掘りコーナーを企画しており、

これに向け市内幼稚園児と芋苗の定植を行ったところであります。秋には、幼稚園児も参加しての芋掘り体験を通じて収穫の喜びを感じてもらえるものと考えております。

次に、水産まつりについて申し上げます。

旭市の沖合には日本でも有数の好漁場があり、漁獲量は、イワシ、サバ、アジなどを中心に県内第2位の規模となっております。

こうした恵まれた水産資源を有効に活用し、市民と来訪者との交流による地域の活性化を図るため、新たな試みとして、来る7月22日に、飯岡漁港といいおかみなと公園を会場に「いいおか港・水産まつり2007」を開催することといたしました。

当日は、新鮮な魚介類や水産加工品の即売等が開催されますので、これらを通じて、本市水産業の活性化と知名度の向上につながるものと期待するものであります。

次に、商業振興について申し上げます。

既存商店会等の振興策として、旭市商業振興連合会では、昨年に引き続きプレミアム付き共通商品券を発行いたします。

本年度は、1万2,000セット、1億3,200万円の発行を予定しており、6月17日には5,000セット、5,500万円分を販売いたします。

市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、観光について申し上げます。

今年も袋公園において、4月1日から5月5日まで桜まつりを開催し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

4月7日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などと合わせ、商工会主催によるわくわく市場も同時開催され、1万1,000人余りの親子連れで賑わいを見たところであります。

また、袋公園と長熊釣堀センターにおいても春の釣大会が開催されていることから、今後、春のイベントとして定着するようPRに努めてまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、7月14日から8月19日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

期間中、「サマーフェスティン矢指ヶ浦2007」は、7月21日に、「いいおかYOU・

遊フェスティバル2007」は7月28日と29日に、第53回「旭市七夕市民まつり」は8月6日と7日に開催することを予定しております。

それぞれのイベントには、より多くの市民の皆様に参加していただき、大勢の観光客を迎えられるよう、各実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

また、昨年開催された「あさひ砂の彫刻美術展」については、今年度から新たに実行委員会が発足し、市民参加型のイベントとして地域の皆様方の協力のもとに開催されますので、市としても、観光振興策の一環として支援してまいります。

次に、国民宿舎飯岡荘の経営改善について申し上げます。

本市の新鮮で安全・安心な食材を活用した「食彩の宿づくり」を目指し、国民宿舎運営委員会のご意見をいただきながら、経営改善対策に取り組んでいるところであります。

食材なら何でも揃うこの旭市において、特色ある料理を提供するため、今般、ホテル・旅館等の専門の人材バンクから、指導実績の豊富な調理技術指導員の派遣を受け、6月1日から営業を開始したところであります。

この飯岡荘を、本市の観光・交流の拠点施設として位置付けるとともに、これまでの国民宿舎のイメージを刷新し、合わせて現状の料金体系や名称等についても見直しを行ってまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、11件について工事を発注したところであります。また、国の補助事業では、旭中央病院アクセス道ほか4路線について、関係機関と協議を行っているところであり、早期に着工できるよう準備を進めているところであります。

県事業については、清滝バイパスにおいて、去る6月6日に清滝跨道橋の架設工事が完成いたしました。今後は、トンネル工事に着手する予定となっており、早期の全線開通が期待されるところであります。

下水道事業については、認可区域の約72パーセントに当たる145.9ヘクタールの区域で下水道の使用が可能となっており、現在対象世帯1,865世帯のうち1,090世帯で使用され、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

面整備工事については、東町及び網戸地先7.8ヘクタールの区域を予定しており、地元説明会を開催するなど、早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

看護師確保対策の一環として、附属看護学校の定数増について、県当局と協議を進めてまいりましたが、今般、事前協議が整いましたので、今議会に関連する議案を提案したところであります。

看護師が不足するという事態は、病院運営にとって大変重要な課題であることから、今後、全国的に大学や看護学校を訪問するなど、看護師確保に努力してまいります。

旭中央病院再整備事業については、基本設計に着手したところであり、今後は、健全経営の堅持を大前提に市民並びに議会のご理解をいただきながら事業を進めてまいります。

また、東総地域の医療連携については、東総地域医療連携協議会を通じて、各病院間の連携や機能分担による効率的な医療体制の構築に向けて協議を進めてまいります。

次に、「出会いの場創出事業」について申し上げます。

若者の定住化、そして結婚対策の一環として、後継者対策協議会「出会いコンシェルジュ」を立ち上げました。

委員の皆様からは、幅広いご意見や斬新なアイデアをいただき、独身者への出会いの場の提供など、結婚のきっかけ作りをすることで、将来の旭市の活性化につながることを期待するものであります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

去る5月30日、第10回銚子連絡道路整備促進地区大会が地元いいおかユートピアセンターにおいて、議会をはじめ大勢の皆様のご参加をいただき中、盛大に開催されました。

この銚子連絡道路は、地域経済の発展には不可欠なものであり、活力ある東総地域を実現するためにも、一日も早い全線完成が望まれることから、引き続き関係機関に要望活動を展開してまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、来る7月24日に市内小中学校20校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催することといたしました。

小学校から各1名、中学校から各2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点での市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し

上げました。詳しくは事務担当者からご説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、
よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明及び政務報告は終わりました。

日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

- 議長（嶋田茂樹） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第10号、議案第11号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 議案第1号、議案第10号及び議案第11号について補足説明をいたします。

最初に、議案第1号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が、去る3月に一部改正され、本条例は、この法律の基準を用いていることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、別表中の、「選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び開票立会人」の8項目の報酬単価を、それぞれ100円引き下げるものであります。

次に、議案第10号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、現職の辞職の申し出に伴い、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市入野1903番地、野口徳和氏です。

野口氏は、昭和25年12月8日生まれで、昭和49年4月に旭市に奉職、以来33年余にわたり勤務しております。

また、本年4月1日からは税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任でございますので、お願いするものであります。

なお、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当

しないことを申し添えます。

続いて、議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、教育委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員に任命したい方は、旭市大間手530番地、服部紘一氏です。

服部氏は、昭和17年10月8日生まれで、昭和40年に教職に就かれ、平成15年に旭市立第二中学校長で退職するまで38年間の長きにわたり教育の現場におられ、平成17年8月からは、旭市教育委員会委員として活躍されております。本年8月18日をもって任期満了となるため、これを再任いたしたく、お願いするものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項等については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の重度心身障害者医療給付改善事業の補助対象事業となっております。

このほど、県は、平成19年8月1日以降の医療に対し、世帯の市町村民税——これは所得割でございますが、23万5000円以上となる重度心身障害者を補助対象外とする要綱改正を行います。それに伴いまして、本市におきましても条例改正の必要が生じたので、一部改正を行うものです。

改正の内容は、第3条に第2項として、市町村民税の所得割の額23万5,000円以上となる重度心身障害者については、助成の対象としない旨の内容を加えるものでございます。

また、法律の改廃によりまして、第4条第3項中の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法」を「障害者自立支援法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改めるものであります。

次に、附則1は、本条例の施行日を県要綱の施行日に合わせ、平成19年8月1日とするも

のであります。

また、附則 2 は、高額治療継続者である重度心身障害者に対します経過措置であります。

以上で、議案第 2 号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第 3 号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 小長谷 博 登壇）

○健康管理課長（小長谷 博） 議案第 3 号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が、平成18年12月 8 日に公布となり、結核予防法が廃止され、結核等に関連する規定については、感染症法や予防接種法に組み込まれ、平成19年 4 月 1 日から施行されることになったため、条例第 2 条中の「及び結核予防法（昭和26年法律第 6 号）」を削除するものであります。

また、1 市 3 町の合併に伴い、旭市海上郡医師会と佐原市香取郡医師会の一部が一緒になり、新たに旭市医師会として発足したので、条例第 3 条中の名称を改めるものであります。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 伊藤敬典 登壇）

○病院事務部長（伊藤敬典） 議案第 4 号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

市長からもご説明しましたが、看護師確保対策の一環といたしまして、附属看護学校の定

数を1学年1クラス40人から2クラスで60人とするに伴う改正でございます。

今後の予定としましては、7月末までに県を通じまして、厚生労働省に定数の増員申請を行いまして、年内には認可がおりる予定となっております。

このことによりまして、来年4月の入学生からは増員となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） 議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正案は、旭市国民宿舎使用料条例の別表から食事料、宿泊予約金及び休憩料を削除する改正を行うものでございます。

本改正にあたりましては、近年の旅行形態のさま変わりから宿泊ニーズが多様化したこと、また、素泊まりの増加や食へのこだわり等、現在の使用料体系ではこれらのニーズに対応することが難しくなっております。

これらを踏まえまして、食事料については食彩の宿としての新しい商品づくりやさまざまな食へのニーズに対応するため、使用料として定めず利用体系によって弾力的にその運用を図るものでございます。

また、宿泊予約金については、予約システムの効率化を図るため、これを削除するものでございます。

休憩料については、宿泊の延長として運用をしておりましたが、目的型の旅行形態の進展で、その利用が見込まれないことから、これを削除するものでございます。

なお、施行日でございますが、利用者への十分な周知期間とレストラン改修工事等を勘案いたしまして、平成19年12月1日とするものでございます。

以上で、議案第5号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第6号から議案第9号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 6 号及び議案第 7 号について、補足説明をいたします。

いずれも財産の取得についてでありまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れであるため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 6 号は、水槽付消防ポンプ自動車の購入です。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車 1 - B 型 1 台であります。

契約の方法は、随意契約です。

契約金額は3,276万円であります。

契約の相手方は、栃木県鹿沼市のジーエムいちほら工業株式会社であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な 6 社を指名し、去る 5 月23日に指名競争入札を行いました。

入札の結果、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、入札で最低金額を提示したジーエムいちほら工業株式会社と随意契約交渉を行いました。

その結果、3,276万円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、5月24日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年10月19日であります。

続いて、議案第 7 号は、救助工作車の購入です。

取得財産の内容は、救助工作車 1 台及び附属する救助用資機材一式です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は8,505万円です。

契約の相手方は、株式会社モリタ東京ポンプ営業部です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な 4 社を指名し、去る 5 月30日に執行し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成20年 3 月17日であります。

以上で、議案第 6 号及び議案第 7 号について、補足説明を終わります。

続いて、議案第 8 号及び議案第 9 号について、補足説明をいたします。

いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、請負金額が 1 億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 号は、旭市立中央小学校校舎大規模改造工事であります。

工事の内容は、耐震補強工事、屋根防水、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事、アスベスト撤去工事であります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は 2 億 3,205 万円であります。

契約の相手方は、株式会社伊藤工務店であります。

工事の期限は、平成 20 年 3 月 21 日であります。

次に、契約の経過を申し上げます。

平成 19 年 5 月 8 日に建設工事等指名業者選定審査会を開催し、建設工事指名業者選定基準規程により、市内業者 4 社、市外業者 9 社の計 13 社を指名し、平成 19 年 5 月 30 日に入札を執行し、5 月 31 日に仮契約をいたしました。

続いて、議案第 9 号は、旭市立滝郷小学校校舎大規模改造工事であります。

工事の内容は、耐震補強工事、屋根防水、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事、アスベスト撤去工事であります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は 1 億 7,010 万円であります。

契約の相手方は、株式会社伊藤工務店であります。

工事の期限は平成 20 年 3 月 21 日であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成 19 年 5 月 8 日に旭市建設工事等指名業者選定審査会を開催し、建設工事指名業者選定基準規程により市内業者 4 社、市外業者 9 社の計 13 社を指名し、平成 19 年 5 月 30 日に入札を執行し、5 月 31 日に仮契約をいたしました。

以上で、議案第 8 号、議案第 9 号について、補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 12 号、議案第 13 号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

○税務課長（野口徳和） 議案第 12 号、旭市税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

2 枚目の裏をご覧ください。

今回の改正は、平成 19 年度税制改正に係る地方税法等の改正により、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長等が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

個々の条文の説明に入ります前に、税制改正のうち市町村に関係する主なものについて申し上げます。

まず、住宅のバリアフリー改修については、高齢者、障害者向けにバリアフリー改修を行ったとき翌年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額するものであります。

次に、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例については、市民税の所得割の特例適用期限を1年間延長するものです。

それでは、お手元の条文の順に、本市に係るものを主に説明いたします。

第23条第1項の改正は、個人及び法人に課する均等割、所得割、法人税割の規定であり、新たに第5号を追加することにより、法人課税信託を行う者を法人税割の対象とするものであります。

第23条第3項の改正は、法人課税信託を行う者を法人とみなして、条例中の法人の規定を適用するものであります。

第31条第2項の改正は、条文の整備であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率について、附則で定められていた特例税率を本則税率としたものであります。

第131条の改正は、条文の整備であります。

附則第10条の2第4項及び第5項の改正は、条文の整備でありまして、第6項を加える改正は、高齢者、障害者向けに既存住宅のバリアフリー改修を行ったときの固定資産税の減額措置の創設に伴う申告書の整備であり、工事が行われた年の翌年度の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに行われた改修工事が対象となります。

3枚目の8行目をご覧ください。

附則第11条の3を加える改正は、鉄軌道用地の価格の特例であり、複合的に利用されている土地の評価については、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により案分することを基本とし、運送以外の用に供する施設の面積により案分された部分は付近の土地の価格を基準に評価を行うものであります。

複合利用施設が対象となりますので、本市は該当となりません。

附則第16条の2の改正は、たばこ税の税率の特例であり、第95条の改正により本則での課税となったため、特例を規定していた第1項を削り、第2項以降を繰り上げたものであります。

附則第17条の2第3項の改正は、条文の整備であります。

3枚目の裏をご覧ください。

附則第19条の2第1項の改正は、証券取引法の題名が金融商品取引法に改正されたため、引用法律名を改めたものであります。

附則第19条の3の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例であり、平成21年度まで1年間延長するものであります。

附則第20条第7項の改正は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例であり、平成21年3月31日まで2年間延長するものであります。

附則第20条の4第3項の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例であり、平成21年3月31日まで1年間延長するものであります。

附則第20条の5を加える改正は、租税条約の相手国の社会保障制度で支払った保険料を国内の社会保険料とみなして条例の適用を行い、控除する特例として整備したものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1条は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成19年4月1日とし、各号列記部分については、改正の根拠となる法律の施行日に合わせるため、第1号は、施行期日を租税特別措置法の施行日の平成20年4月1日とするものを、第2号は、施行期日を信託法の施行の日とするものを、第3号は、施行期日を証券取引法等の一部を改正する法律の施行日とするものを規定したものであります。

附則第2条は、租税条約の実施に伴う所得税法等の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行日に併せて、平成19年4月1日以後に支払い等を行う保険料について適用することを定めたものであります。

4枚目をご覧ください。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

次は、議案第13号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

2枚目の裏をご覧ください。

今回の改正は、同一の条文について、施行期日の異なる改正を行うため、第1条による改正と第2条による改正の二段階に分けて行っております。

第 1 条による改正のうち、第 2 条第 2 項の改正は、地方税法第349条の 3 において、第32 項を削除したため、第33項以降を繰り上げたものであります。

附則第14項の改正は、地方税法附則第15条において、第 3 項、第21項、第27項を削除したことに伴い項を繰り上げたものであります。

第 2 条による改正は、第 1 条の改正と同じ条項であり、郵政民営化法等の施行に伴う項が追加されたため、条文の整備であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

本条例の施行期日を定めたものでありまして、第 1 条は、施行期日を平成19年 4 月 1 日とし、第 2 条は、平成19年10月 1 日と定めたものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第 1 号、報告第 2 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 報告第 1 号及び報告第 2 号について、ご説明申し上げます。

報告第 1 号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、一般会計において平成18年度 3 月補正により、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は全部で15事業であります。まず、2 款 1 項総務管理費の電算システム運用事業は、介護保険の電算システム改修業務委託料262万5,000円でありまして、事業の完了は12月下旬を予定しております。

3 款 2 項老人福祉費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホームの施設整備に対する補助金2,078万7,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業は 5 月18日に完了しております。

8 款 2 項道路橋梁費の防衛施設周辺民生安定事業は、忍坂横根線外 2 路線の道路改良工事に伴う調査測量業務委託料1,491万円について、国の補助金交付の内示が遅れたことにより繰り越したもので、事業の完了は 9 月下旬を予定しております。

10款教育費の事業は、小・中学校校舎等の耐震補強、大規模改造工事及び中学校屋内運動場改築工事に係るものであります。

このうち、2項小学校費の1行目から6行目までの干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小学校と、3項中学校費の1行目干潟中学校の校舎等改修事業については、平成18年度と平成19年度の2か年事業で実施するものですが、平成18年度分の事業について、耐震補強、大規模改造工事に伴う耐震補強判定が遅れたことにより繰り越したものであります。

中学校費の2行目、第二中学校屋内運動場改築事業についても、平成18年度と平成19年度の2か年事業で実施するものですが、平成18年度分の事業について、周辺住宅への電波障害調査等に時間を要したことにより繰り越したものであります。

なお、いずれも事業の完了は、平成19年度事業分と併せまして平成20年3月を予定しております。

また、2項小学校費の7行目から9行目までの中央小、滝郷小、鶴巻小学校と、3項中学校費の3行目の第一中学校の校舎改修事業は、国の補正予算の成立に伴って、平成19年3月に追加採択されたため、3月補正により予算計上をしたものですが、実質的な事業の執行は平成19年度となるため、設計料を含め事業費の全額を繰り越したもので、事業の完了は、平成20年3月を予定いたしております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、10款3項中学校費の第二中学校改築事業と5項保健体育費の第二学校給食センター管理費の2事業について、事故繰越ししたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

事業内容の、第二中学校改築事業は、実施設計委託料2,520万円です。繰り越しの理由は、構造設計等を行う中で、新たな地質調査が必要となり、これに時間を要したことによるもので、業務は5月31日に完了しております。

また、第二学校給食センター管理費は、施設改修工事393万7,500円です。理由は、ルーフファンの撤去・設置に関し、既存施設の強度確認等に時間を要したことによるもので、事業は4月10日に完了いたしております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） 報告第3号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告を

いたします。

初めに、平成18年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。1ページをお開きください。

まず、平成18年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成18年度の事業は、1点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業に関わるものであります。

一つは、公有地先行取得事業として取得した扇屋ジャスコあさひ南店跡地に係る借入金利を原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,553.01平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

三つ目は、都市計画公園4・5・1号袋公園整備事業用地取得事業として959.78平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

四つ目は、市道H-01-005号線道路改良事業用地取得事業として2,255.72平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

2点目の、経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で355万円、費用合計は504万6,208円となり、当年度の純損失は149万6,208円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が4,873万1,032円、資本的支出は5,101万597円となりました。

2ページをお願いいたします。

3点目の行政官庁認可事項につきましては、公拡法に基づく手続きであり、4点目は、理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて、3ページは、平成18年度の損益計算書であります。

収支の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は6ページから8ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。平成19年3月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で8億658万3,110円、固定資産で233万8,634円、合計8億892万1,744円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で6億8,630万9,341円、資本金は旭市

の全額出資で500万円、準備金は、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,195万4,668円、当期の純損失額は149万6,208円で、合計 8 億892万1,744円となりました。

次の5ページは、平成19年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額 8 億892万1,744円に対しまして、負債は 6 億8,630万9,341円となり、差し引きの正味財産は 1 億2,261万2,403円となりました。

次の6ページから13ページは決算資料の明細書でございますので、これもお参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますけれども、15ページをお開きください。

平成19年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明いたします。

初めに、平成19年度の事業計画であります。

前年度と同様に旭市からの受託事業でございまして、上から順に申し上げます。

1行目は、日本国有鉄道清算事業団用地の一部を旭市へ売却を予定しております。

一つ飛びまして3行目、4行目は、都市計画公園「5・5・1文化の杜公園」及び都市計画道路「3・4・19谷丁場遊正線」にかかわる事業用地の先行取得をそれぞれ予定するものでございます。

5行目は、市道H-1-005号線道路改良事業用地を旭市へ売却する予定をしているものでございます。

よって、平成19年度の事業計画の総額は、収入支出の予定額をそれぞれ4億1,219万円とするものであります。

16ページをお願いいたします。平成19年度の予算でございます。

第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款1項公有用地取得事業収益については、先ほどの事業計画でご説明いたしました国鉄清算事業団用地の売却収益として6,262万8,000円と、市道H-1-005号線道路改良事業用地の売却収益1,229万3,000円を合わせて7,492万1,000円を予定いたしました。

2項補助金収益は、旭市からの営業費等の補助金で100万円を計上し、1款事業収益の合計を7,592万1,000円と予定しました。

2款事業外収益は2万2,000円を予定し、収入合計を7,594万3,000円と見込んだものであります。

支出につきましては、1款1項公有用地取得事業原価は、収入の部でご説明しました国鉄清算事業団用地と市道H-1-005号線道路改良事業用地の売却原価を合わせた7,492万

1,000円を計上いたしました。

2 款 1 項販売費及び一般管理費は382万2,000円を計上し、支出の合計を7,874万3,000円とするものであります。

明細については、18ページから20ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、1 款 1 項借入金を3 億3,726万9,000円予定いたしました。

次に、支出の1 款 1 項公有用地取得事業費3 億3,784万4,000円は、国鉄清算事業団用地の借入金利息と公有地であります扇屋ジャスコ跡地の借入金利息、それから谷丁場遊正線事業の用地費、文化の杜公園事業の用地費と借入金利息、それと市道H - 1 - 005号線道路改良事業用地の借入金利息であります。

次の、第2 項の償還金7,434万6,000円は、国鉄清算事業団用地売却代金と、市道H - 1 - 005号線道路改良事業用地の売却代金を償還金に充てるものでありまして、資本的支出の合計は4 億1,219万円となります。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額7,492万1,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

この明細につきましても、21ページから23ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、第4 条は、長期借入金の限度額を9 億5,400万円と定め、第5 条は支出の予算の流用について定めております。

次は、飛びまして24ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

表の右側になります。収益合計7,594万3,000円に対しまして、左側の費用合計は7,874万3,000円となり、差し引き280万円の当期純損失が予定されます。

次は、25ページになります。予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地を合わせますと10億7,111万7,000円、2 の固定資産を合わせて、資産合計を10億7,311万5,000円と予定いたしました。

右側、負債及び資本の部は、2 の固定負債、長期借入金で9 億5,323万4,000円、3 の資本

金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金5,052万7,000円、当期純損失を280万円と見込み、負債及び資本の合計を10億7,311万5,000円と予定いたしました。

最後に26ページをお願いいたします。

平成19年度の資金計画であります。

受入資金を5億1,430万2,000円、支払資金を4億1,601万2,000円と見込み、差し引き9,829万円を翌年度に繰り越す予定でございます

以上で、報告第3号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第4号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 報告第4号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、ご報告申し上げます。

初めに、平成18年度の運営状況について申し上げます。1ページをお開きください。

あさひ健康福祉センターにつきましては、平成16年6月に開館いたしまして高齢者の健康づくりと地域社会の福祉増進に努めてまいりました。年間の利用者数は1万8,013人でありました。旧館の利用者につきましては、9月30日をもって閉館しましたので415人となっております。

旭市蓼科高原山の家運営につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設いたしました。年間利用者数は237人でありました。

次に、決算の状況について申し上げます。3ページをお開きください。

収入の決算額、支出の決算額ともに3,844万1,688円となりました。

収入につきましては、4ページをご覧くださいと思います。

健康福祉センター事業収益の収入済額は826万4,743円で、前年度比60万3,031円の減となりました。

山の家事業収益の収入済額は144万1,010円でありました。

市補助金は1,331万2,519円であります。

続きまして、支出についてご報告申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。

福祉センター事業費用の支出済額は3,356万7,545円で、前年度比258万8,886円、8.4%の増でありました。

山の家事業費用は487万4,143円で、前年度比64万5,441円の減となりました。

7ページから16ページは、歳入歳出事項別明細書でございます。

17ページは、平成18年度の月ごとの利用状況でございます。

続きまして、平成19年度の事業計画並びに予算について申し上げます。21ページをお開きください。

事業計画として、健康福祉センターについては、年間業務予定量を2万1,320人と見込み、山の家利用については、7月から10月までの季節開設で、利用者数を500人と見込んだものであります。

次に、予算について申し上げます。23ページをお開きください。

第2条で、予算の総額は収入、支出ともに4,845万6,000円としております。前年度比120万4,000円、2.5%の増であります。

収入については、24ページをご覧くださいと思います。

利用者数を2万1,320人と見込み、健康福祉センター事業収益は1,193万3,000円、前年度比237万2,000円の増であります。

山の家事業収益は、利用者数500人を見込み、事業収益を307万8,000円といたしました。これは昨年と同額でございます。

委託金1,740万3,000円は、昨年度から指定管理者制度が導入されましたことにより、施設の管理及び運営を委託されたものでございます。

補助金1,604万2,000円は、市からの補助金であり、前年度比78万3,000円の減となっております。

支出につきましては、25ページをご覧ください。

健康福祉センター事業費用は3,954万8,000円で、前年度比198万1,000円の増であります。健康増進事業によるトレーナー等の人件費及び光熱水費等でございます。

また、山の家事業費用は790万8,000円で、前年度比77万7,000円の減であります。

27ページ以降につきましては、平成19年度事業会計予算に関する説明書でございます。

以上で、報告第4号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 報告第5号について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、当市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長が専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することになっております。
それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成18年2月9日清和甲での市有自動車の衝突物損事故で、同年4月21日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成14年7月17日総合体育館での負債事故で、平成18年4月24日に専決しております。

案件3は、平成18年4月15日松ヶ谷での市有自動車の衝突人身物損事故で、物損部分のみ同年6月7日に専決しております。

案件4は、平成17年12月26日市内二での市有自動車の衝突人身物損事故で、平成18年6月14日に専決しております。

案件5は、平成17年12月26日市内二での市有自動車の衝突人身事故で、平成18年6月14日に専決しております。

案件6は、平成18年5月11日働く婦人の家駐車場での自動車自損事故で、同年7月7日に専決しております。

案件7は、平成18年4月21日中谷里での自動車自損事故で、同年7月18日に専決しております。

案件8は、平成18年6月18日後草での負傷事故で、同年7月18日に専決しております。

案件9は、平成18年6月30日塙での自動車物損事故で、同年8月1日に専決しております。

案件10は、平成18年10月12日仁玉での市有自動車への転倒人身事故で、同年12月21日に専決しております。

案件11は、平成18年12月16日倉橋での自動車自損事故で、平成19年1月16日に専決しております。

案件12は、平成18年6月13日市内二での市有自動車の衝突人身事故で、平成19年2月16日に専決しております。

案件13は、平成18年12月22日川口北コミュニティ会館敷地内での市有自動車による衝突物損事故で、平成19年2月26日に専決しております。

案件14は、平成18年12月29日クリーンセンターでの市有車両による衝突物損事故で、平成

19年 3 月 5 日に専決しております。

案件15は、平成19年 2 月 9 日仁玉での自動車自損事故で、同年 3 月 8 日に専決しております。

案件16は、平成19年 1 月22日東総リサイクルセンターでの市有自動車による物損事故で、同年 3 月28日に専決しております。

以上、平成18年度の専決案件についてご説明いたしました。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 1 1 時 5 6 分